明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産四三）　一
〔告　示〕
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一四八三）　八
〔人事異動〕
農林水産省　林野庁　水産庁　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
特別支給手続開始決定関係　五
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
令和五年度衆議院共済組合の決算、税理士登録抹消、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会懲戒処分、地方職員共済組合役員の異動関係　四六
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人関係　四九
会社その他
会社決算公告　五二

省令

○農林水産省令第四十三号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の十九第二項、第三十条の五第一項ただし書及び第三十六条第七項並びに第四十三条の六の二において読み替えて準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百二十五条の五第三項並びに第五十四条の二第三項の規定に基づき、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月二十九日

農林水産大臣　坂本　哲志